

**令和5年度
大熊 IC 周辺整備基本計画策定業務委託
特記仕様書**

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、「大熊 IC 周辺整備基本計画策定業務委託」に適用する。

本特記仕様書に明示なき一般事項は「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」に基づく。

第2条 目的

本業務は、大熊 IC 駐車場を含む大熊 IC 周辺の有効活用を図り、大熊町の更なる復興と活性化、住民の帰還や移住定住に繋げるため、大熊 IC 周辺への道の駅整備に向けた基本計画を策定するものである。また、その実現に向けた PPP/PFI 等導入可能性調査を実施し、事業手法等を検討するものである。

第3条 管理技術者・照査技術者

管理技術者及び照査技術者については、下記の(1)に示す条件を満たすものであり、(2)の実績を有する者であること。

(1) 下記のいずれかの資格を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・国土交通省登録技術者：「業務：計画・調査・設計」に登録のある資格を有している者。

(2) 平成25年度以降公示日までに完了した業務のうち、国または地方公共団体等が発注した以下に記載する「同種又は類似業務」のいずれかの実績を有する者（元請けとして実施した業務。ただし、管理技術者の場合は管理技術者として従事した業務を対象とし、照査技術者の場合は管理技術者または照査技術者として従事した業務を対象とする。設計共同体の場合は、代表者について1件以上）。

同種業務：PPP/PFI 導入可能性調査及び道の駅基本計画策定業務の実績を有すること。（同一業務でなくても可）

類似業務：道の駅基本計画策定業務の実績を有すること。

第4条 履行期間

本業務の履行期間は契約の日から令和6年3月29日（金）までとする。

第2章 業務内容

第5条 計画概要

1. 本計画の概要は下記のとおり

- ① 検討場所：福島県双葉郡大熊町大字野上地内（大熊 IC 周辺）
- ② 整備面積：未定（今年度業務にて決定）
- ③ 区域区分：都市計画区域
- ④ 用途地域：無し
- ⑤ 建築制限：建ぺい率 60%、容積率 200%

2. 道の駅に導入を予定している主な機能は下記のとおり

①地域振興機能

物産品等の物販施設や商業施設など

②休憩・飲食機能

無料で 24 時間利用可能な駐車場やトイレ、遊びの場、燃料補給施設、飲食施設など

③交通拠点機能

多様なモビリティで町内をつなぐ交通結節点として必要な施設など

④情報発信機能

道路交通情報や町内 PR などの情報の受発信施設など

⑤防災機能

災害時の一時避難場所、救護車両の活動拠点、常磐自動車道通行止め時の待機場所として必要な施設など

⑥ゼロカーボンの実現

再エネ導入、省エネ化によりゼロカーボンビジョン達成に向けて各機能を支える施設など

第6条 業務内容

1. 計画準備

業務実施にあたり、業務目的・主旨を把握した上で、業務実施に必要な事項等を整理した業務計画書を作成するものとする。

2. 前提条件の整理

昨年度の検討結果を踏まえるとともに、関連計画、計画地の権利関係、インフラ整備状況、周辺地形や土地利用状況、周辺道路の交通量等、基本計画検討に必要な

前提条件を整理する。

3. 施設規模の検討

①必要機能と施設の検討

昨年度検討結果を踏まえ、施設に必要となる具体的機能等を整理し、整備メニューを検討する。

②需要予測及び施設規模の検討

施設利用者数、利用車両台数、売上高等の試算を行い、各施設の必要規模を検討する。各施設の必要規模を踏まえ、道の駅全体の整備範囲を検討する。

4. 施設配置計画・動線計画

施設規模を踏まえ、物理的な視点とソフト的な視点において利用形態を踏まえた施設配置計画及び動線計画を複数案比較検討し、最適案を決定する。

5. 住民意見の聴取

住民や各団体の意見を計画に反映させるため、最適な方法を検討し、意見の聴取を行う。

6. 概略設計

①造成計画

決定した施設配置計画を基に、建築施設、周辺道路、駐車場、敷地など整備範囲全体の造成計画（都市計画図 1/2500）を作成する。

② 建築レイアウト案

建築施設内の標準的なレイアウト案を複数案比較検討し、最適案を作成する。

③イメージパース

鳥瞰図（イメージパース）1カットを作成する。

7. 期待される効果の整理

大熊 IC 周辺への道の駅整備による期待される効果について、定量的・定性的観点から整理する。

8. PPP/PFI 導入可能性調査

施設の整備、維持管理及び運営手法に関して民間事業者への参入意向調査を実施し、事業手法の抽出・事業スキーム及びVMFの検討及び評価を行う。

①前提条件の整理

PPP/PFI 導入可能性調査の前提条件について整理する。また、周辺道の駅の整備・管理運営手法についても整理する。

②事業手法の比較検討

想定される事業手法を整理し、各事業手法の比較検討を行う。

③民間事業者への参入意向調査

民間事業者の参入意向や導入機能・施設への要望、事業可能性などを把握するため民間事業者への意向調査を実施する。

④財政負担軽減効果（VFM）の検討

試算にかかる条件を整理し、VFMを算定し、評価結果を整理する。

⑤総合評価

前項までの検討により整理した事業手法のVFMを踏まえ、民間事業者との対話の結果を総合的に評価し、最適な事業手法を検討する。

⑥今後の検討課題の整理

事業の実行に向けた課題を整理し、実現に向けた方策を提案する。

9. 概算事業費等の検討

①概算事業費

測量・地質調査費、設計費、土地造成費、施設建設費、外構整備費等を含む概算事業費を算定する。

②事業スケジュールの検討

事業者選定を含む事業全体のスケジュールを検討する。

10. 補助制度の整理

事業実施にあたって適用可能な補助金を整理する。

11. 関係機関協議・資料作成

概ねの事業範囲が確定した段階で関係機関（8機関各1回）への事前協議を行い、必要となる手続き及び開発にあたっての留意事項を確認する。また、関係機関協議資料の作成を行う。

12. 基本計画取りまとめ

検討結果を踏まえ大熊IC周辺整備基本計画を取りまとめる。

13. 報告書取りまとめ

検討結果を踏まえ報告書を取りまとめる。

第7条 打合せ

打合せは7回以上行うものとし、業務着手時及び完了時には管理技術者が出席するものとする。

第3章 その他

第8条 成果品の提出

本業務の成果品は以下のものとする。

1. 報告書（紙媒体）：2部
2. 電子媒体：2部（CD-R等）
3. その他発注者が指示するもの。

第9条 貸与資料

本業務の貸与資料は以下のものを想定しているが、受注者は貸与した資料の取扱い及び保管には充分注意を払い、業務終了後は速やかに返却するものとする。

1. 大熊町第二次復興計画改訂版
2. 大熊町第三次復興計画（策定後）
3. 令和4年度 大熊町土地利活用検討業務委託報告書
4. 大熊 IC 計画図
5. その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

第10条 協議事項

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議によるものとする。